

令和8年度富山県職員（職業訓練指導員（機械又はメカトロニクス））採用選考試験実施要綱

令和8年5月8日

1 採用予定人数 2名程度

2 受験資格

(1) 次のすべてに該当する者

ア 昭和51年4月2日以降に生まれた者

イ 機械科又はメカトロニクス科に係る職業訓練指導員免許を有する者又は令和9年3月31日までに取得する見込みの者

なお、職業訓練指導員免許の取得資格を有する者は、主に次のとおりとなります。（採用までに職業訓練指導員免許の取得を要します。）

(ア) 当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に合格した者

(イ) 当該免許職種に関する学科を修めた者で、情報、情報実習、工業又は工業実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状をいう。）を有する者又は令和9年3月までに普通免許状を取得する見込みの者

(ウ) 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了し、当該免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けることができる者

なお、受講資格を例示すると次のとおりです。

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務経験を有する者

② 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し4年以上の実務経験を有する者

③ 職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の普通課程修了者（技能照査合格者）で、その後、当該免許職種に関し6年以上の実務経験を有する者

④ 学校教育法による高等学校において、当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し7年以上の実務経験を有する者

(エ) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において、当該免許職種に関する長期課程、専門課程、長期養成課程、職種転換課程又は指導員養成課程（指導力習得コースを除く）を修了した者又は令和9年3月までに修了する見込みの者

(オ) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において、当該免許職種に関する総合課程を卒業した者又は令和9年3月までに卒業する見込みの者で、指導力習得コースを修了した者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時等

1次試験：令和8年6月28日（日）＜富山県民会館＞（時間、会場は申込者に別途連絡します。）

2次試験：令和8年7月中下旬を予定（1次試験合格者に別途連絡します。）

4 試験の方法及び内容

(1) 1次試験

- ①教養試験 一般的知識及び知能についての択一式による試験
- ②論文試験 職業訓練指導員（機械又はメカトロニクス）としての職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての試験
- ③適性検査 素質、適性に関する検査

(2) 2次試験

- ①適性検査 素質、適性に関する検査
- ②面接試験 主として人柄等についての個別面接による試験

5 採用予定時期 令和9年4月1日

6 勤務予定先 技術専門学院、本庁等

7 主な職務内容

職業訓練指導員として、県立職業能力開発校の機械、メカトロニクス科目等の学科及び実技の指導業務並びに職業訓練計画等の企画業務等

8 給 与

- (1) 初任給 243,800円（大学を卒業して、免許職種に関する2年間の実務経験を積んだ者）
初任給は経歴等により前記以外になることがあります。

【例】

条件		初任給
年齢32歳	大学卒業後、民間企業等における職務経験が10年	280,300円
年齢37歳	大学卒業後、民間企業等における職務経験が15年	286,200円
年齢42歳	大学卒業後、民間企業等における職務経験が20年	292,000円

(2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、職業訓練手当（給料月額額の8%）等が支給されます。

9 申し込み手続き

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部人事課（人事担当）
TEL 076-444-3162

(2) 申し込み方法

次の書類を同封し、封筒に「職業訓練指導員採用選考試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県経営管理部人事課（人事担当）に提出してください。

- | | | |
|---|---------------------------------------|----|
| ア | 富山県職員採用選考試験申込書（別紙申込書様式） | 1通 |
| イ | 自筆の履歴書（市販のJIS規格の用紙で免許・資格等を記入する欄のあるもの） | 1通 |
| ウ | 最近6ヶ月以内に撮影した写真（イの履歴書に貼付のこと） | 1通 |
| エ | 次の①～④に応じて必要な書類 | 1通 |

① 機械科又はメカトロニクス科に係る職業訓練指導員免許を現に有する者

・職業訓練指導員免許証の写し

② 機械科又はメカトロニクス科に係る職業訓練指導員免許取得見込みの者

職業訓練指導員免許取得資格が確認できるいずれかの書類

- ・当該免許職種に係る職業訓練指導員試験の合格証書の写し
- ・当該免許職種に関する学科を修めた者の、情報、情報実習、工業又は工業実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状（教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状をいう）の写し
- ・職業能力開発総合大学校における当該免許職種に関する長期課程、専門課程、長期養成課程、職種転換課程又は指導員養成課程（指導力習得コースを除く）の修了（見込）証明書
- ・職業能力開発総合大学校における当該免許職種に関する総合課程の卒業（見込）証明書及び指導力習得コースの修了証明書又は当該コースを履修したことが分かるもの（成績証明書など）

③ 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了した者

・上記の講習の修了証書の写し

④ 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を令和9年3月までに修了する見込みの者

主な受講資格	必要書類
学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、	卒業証明書

当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し2年以上の実務経験を有する者	(写し) 職務経歴書 (別紙職務経歴書様式)
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し4年以上の実務経験を有する者	
職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の普通課程修了者(技能照査合格者)で、その後、当該免許職種に関し6年以上の実務経験を有する者	
学校教育法による高等学校において、当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後、当該免許職種に関し7年以上の実務経験を有する者	

オ 成績証明書

1 通

(3) 受付期間

令和8年5月8日(金)から令和8年6月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
なお、郵送による申し込みは、必ず書留又は簡易書留とし、令和8年6月5日(金)までの消印のあるものに限ります。

※受付期間終了後、申込者へ受験番号を記載した通知を送付します。

なお、令和8年6月15日(月)までに通知が届かない場合は、令和8年6月16日(火)までに富山県経営管理部人事課(人事担当)にお問い合わせを確認してください。

10 最終合格発表

令和8年8月中旬(予定)に受験者に書面で通知します。

11 試験結果の提供

この採用試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、下記のとおり閲覧することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、学生証など写真付きの証明書)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県経営管理部人事課(人事担当)に直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。)

なお、電話、はがき等での問合せでは、試験結果を提供しません。

- 閲覧できる者 受験者本人
- 閲覧内容 総合得点及び順位
- 閲覧期間 合格発表の日から1か月間
- 閲覧場所 富山県経営管理部人事課(人事担当)